解散公告（第二回）

当法人は平成二十二年七月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月三日

東京都杉並区成田東三丁目三三番地一七号

特定非営利活動法人ＷＩＮＧ２１

清算人　遠藤　玲子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年八月三十一日までの存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月三日

名古屋市中区三の丸一丁目六番一号株式会社中日新聞社内

財団法人宮田専治学術振興会

代表清算人　宮田　紀昭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年七月二十七日大阪府の認可を得て理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月三日

大阪市阿倍野区北畠二丁目九番三五号

学校法人戎橋洋裁学院

清算人　笠島　幹男

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十年四月三日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年八月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月三日

鹿児島県枕崎市折口町一二六番地

枕崎漁業生産組合

清算人　市田　一郎

清算人　市田　二郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年五月十三日開催の定時評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年八月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月三日

福岡県飯塚市庄司二二五番地

財団法人本誓寺保存会

代表清算人　花村　宅助

配当公告

名古屋市昭和区御器所四丁目一七番八号

破産者　松島産業株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第一二一九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二九六、六五五、四八四円

一、配当することのできる金額

金八八、二九四、五〇九円

平成二十二年九月三日

名古屋市中区丸の内三丁目二〇番一七号中外東京海上ビル一二階

破産管財人　安田　剛

配当公告

名古屋市中川区太平通二丁目三〇番地

破産者　株式会社青山商店

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第三八〇〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一四一、四一一、六四一円

（内優先債権額　金三二、九三〇、六七〇円）

一、配当することのできる金額

金一四一、四一一、六四一円

（内優先債権額　金三二、九三〇、六七〇円）

平成二十二年九月三日

名古屋市東区白壁二丁目四番三〇号八興第二センタービル六階

破産管財人　安藤　貞行

配当公告

名古屋市守山区吉根二丁目三〇〇六番地

破産者　株式会社東海工友会

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第一七二六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三一五、一八六、五四六円

一、配当することのできる金額

金一四九、三五二、七二五円

平成二十二年九月三日

名古屋市中区丸の内二丁目一七番三号丸の内Ｔ・Ｓビル八階

破産管財人　井上　裕介

配当公告

岡山市北区磨屋町九番一八号

破産者　伊豫商事株式会社

右の者に対する岡山地方裁判所平成十九年（フ）第一一〇三号破産事件の中間（第二回）配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五二、七四八、七四三、六二六円

一、配当することのできる金額

金四〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

平成二十二年九月三日

岡山市北区南方一丁目七番二一号ＳＵＭＩＫＡビル二階　破産管財人　火矢　悦治

配当公告

宮崎県都城市若葉町五四号七番地

破産者　日成東建設株式会社

右の者に対する宮崎地方裁判所平成十九年（フ）第四二五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九九七、一七三、八九二円

一、配当することのできる金額

金三九、八二六、〇一六円

平成二十二年九月三日

宮崎県宮崎市旭一丁目一二番五

破産管財人　弁護士法人谷口法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道厚岸郡厚岸町奔渡五丁目三六番地、最後の住所は本籍に同じ

被相続人　亡　服部　敬一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月三日

北海道釧路市共栄大通一丁目三番一四号

相続財産管理人　福岡　定吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米元六八番地一、最後の住所青森県北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字高安九二番地

被相続人　亡　鎌田　睦雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月三日

青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町七三番地二

相続財産管理人　西巻　義彦

官報配信データの電子署名について

平成22年9月3日　東京都港区虎ノ門２－２－４

独立行政法人国立印刷局

1　はじめに

印刷物である官報及びインターネットでご利用される官報をご覧いただくこととは別に、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの配信データ（以下「官報データ」と言います。）に付した電子署名の検証を行う方にお知らせします。

2　証明書の処理

官報データに付した電子署名の公開鍵証明書について、定期更新により不使用となったことから失効処理を行いました。

3　失効情報

シリアル番号　4c92 9458 0000 0000、失効日時　2010年８月30日　11時18分51秒、発行者　SecureSign Public CA1, Japan Certification Services, Inc., JP、失効情報確認先　http://vnec3.jcsinc.co.jp/repository1/CRL1/PUB2.crl、確認可能期間　2010年９月17日　16時４分８秒まで。